

渋谷区小規模給水施設の 衛生管理に係る指導要領

第1 趣 旨

この要領は、「渋谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱（以下「要綱」という。）」第7の規定に基づき要綱の運用に関して必要な事項を定めるものである。

第2 業務の位置づけ及び取り扱いの方針

この要綱に基づく保健所長の業務は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条を根拠として行われるが、保健所長の管理者に対する指導は、法的な強制力を有するものではなく、要綱第2の基本方針を受けて管理者の協力のもとに行うものである。

第3 特殊な対象施設について

要綱を直接適用することが困難な、ポンプと水槽が一体のごく小さな受水槽等特殊な構造の施設に対して指導を行うときは、指導内容等は施設の実態に応じて行うものとする。

第4 平常時の保健所長の業務

- 1 水道事業者から送付された受水槽等設置状況調査表等により、給水施設の設置の把握に務め、その給水施設の管理者に対し、別記第1号様式により保健所長へ届け出るように指導すること。
- 2 1の届け出に係る事項に変更が生じたとき及び当該給水施設を廃止したときは、管理者に対し、別記第2号様式により保健所長へ届け出るように指導すること。
- 3 別表1に規定する項目を含む小規模給水施設台帳を整理し、保管すること。
- 4 管理者に対し、第6及び第7に定める基準に従って施設を管理するよう指導すること。
- 5 給水施設に対する現場調査は、別記第3号様式により行うこと。
- 6 管理者に対する講習会の開催、パンフレットの配布、区ニュース等を活用して、給水施設の衛生管理について正しい知識の普及を図ること。

第5 汚染事故発生時の保健所長の業務

- 1 検査器材、採水器、採水ビン、ライト、巻尺等を整備しておくこと。
- 2 情報の処理は、別表2に定める「事故発生処理調査票」によること。

また、汚染調査、代替水の確保等のため水道事業者の協力を求めなければならないことがあるので、必要に応じて当該水道事業者に連絡しておくこと。

- 3 現場では、汚染の有無を確認するため、給水栓その他必要な場所において次の項目について検査を行うこと。
 - (1) 外観（色、濁り、異物、生物及び浮遊物等）
 - (2) 臭い、味
 - (3) pH
 - (4) 残留塩素
- 4 管理者が給水停止又は使用制限等の措置をとった場合は、次により代替水を確保するよう管理者を指導すること。
 - (1) 汚染事故が発生した建物又はその付近の水道事業者から直接給水されている給水栓を利用する。
 - (2) 建物又はその付近に給水栓がない場合は、水道事業者に臨時給水栓の設置又は応急給水を依頼する。この場合、所要の経費は依頼した者が負担することとなる。
- 5 別表3に定める「事故発生時における措置」に従って、汚染原因、経路及び範囲を調査し、それが判明したときは管理者に対し、速やかに復旧のために必要な措置を行って汚染原因を除去し、槽内の清掃等を行うよう指導すること。
- 6 施設復旧後給水を開始するに当たっては、あらかじめ水質検査を行い安全を確認するよう指導すること。

この場合の水質検査は、第6の6に掲げる項目及び残留塩素について行うほか、汚染の状況等に応じて必要なものについて行うこと。

第6 施設の維持管理基準

- 1 末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味等についての点検は毎日1回行い、残留塩素量の測定は7日に1回行うこと。
- 2 施設の点検は、月に1回実施する。点検の方法は別表4に定める「設備のチェックポイント」を参考として行うこと。
- 3 点検の結果異常があれば、設備の取替え、補修、清掃等を行うこと。
- 4 管の損傷、さび及び水もれについては、目視のほか、残留塩素、給水量の推移等を参考にして点検し、異常があれば必要な補修を行うこと。
- 5 逆流及び吸入を防ぐとともに衛生器具の吐水口空間を保つこと。吐水口空間が適正に保たれない場合は、バキュームブレーカーを取付け、適正に作動しているか否かを点検すること。
- 6 定期に行う水道法に定める水質検査は、次のとおりとすること。
 - (1) 水源が水道事業者の供給する水道水である給水施設については、次に掲げる

項目について水質検査を行うこと。

ア 一般細菌 イ 大腸菌 ウ 塩化物イオン エ 有機物等
(全有機炭素(TOC)の量) オ pH値 カ 味 キ 臭気
ク 色度 ケ 濁度

- (2) 水源が水道事業者の供給する水道水以外の給水施設については、水道法に準じた水質検査及びトリクロロエチレン等に関する検査を行うこと。
- 7 定期に行う貯水槽の清掃については、別表5に定める「貯水槽の清掃」による。
- 8 給水栓における水の遊離残留塩素は、0.1mg／l（結合残留塩素の場合は、1.0mg／l）以上を保持すること。ただし、供給する水が病原性微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg／l（結合残留塩素の場合は、1.5mg／l）以上とすること。
- 9 長期間使用を停止した水槽を使用するときは、槽内を点検し、必要に応じて槽内の水の入れ替え等を行い、残留塩素を測定して安全を確認してから給水する。
- 10 1、2、6及び7に規定する事項については、記録し、保管しておくこと。
- 11 施設の図面を保管しておくこと。

第7 施設の構造設備基準

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の2及び建設省告示（昭和50年第1，597号）に適合させるように努めるものとし、特に次の事項に留意すること。

1 受水槽

- (1) 受水槽は、点検、清掃、修理が容易で、かつ、常時人の出入りしない場所に設置する。屋外に設置する場合はフェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることができないようにすること。
- (2) 受水槽は床置型とし、天井、床及び周壁は外部から点検できるような十分なスペースを確保すること。
- (3) 受水槽の天井、床及び周壁は、建物の他の部分と兼用しないこと。
- (4) 建築物の最下階で床下式又は屋外にあつて地盤面下の地下式、あるいは建築躯体を利用したもので、汚水槽等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合はこれらの槽から汚水等の浸入防止のために必要な措置を講ずること。
- (5) 受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させないこと。
- (6) 受水槽室が完全に排水ができない構造の場合は、受水槽に満水時の警報装置を設けること。
- (7) 受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固でかつ水質に悪

影響を与えない材料を用い、完全に水密性を保つ構造とすること。

- (8) マンホールは、内径 60 cm 以上の鍵付防水型とし各槽ごとに設けること。
また、マンホール面は周囲の床面から 10 cm 以上高くすること。
- (9) オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、昆虫等が入らない構造とすること。
- (10) 受水槽への給水管には、吐水口空間を設けること。また、オーバーフロー管、水抜管には排水口空間を設けること。
- (11) 受水槽の受水口と揚水口は対称位置に設置すること。これが困難な場合は、迂回壁等を設けて滞留防止の措置を施すこと。
- (12) 受水槽の容量は、一日使用量の $4/10 \sim 6/10$ を標準とし、施設の利用状況に応じ、2 槽以上の受水槽を設けることが望ましい。
- (13) 受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を設置しない。
- (14) 給水管、揚水管、電極棒等が受水槽の上部面を貫通して配管若しくは設備されている場合は、その貫通部分に汚水等の浸入を防ぐための防水措置を施すこと。
- (15) 受水槽は、周囲にゴミや汚物の置場がなく、湧水や溜水に汚染されるおそれのない場所に設置すること。

2 高置水槽

- (1) 水槽室又は塔屋等の室内に設ける場合は、天井、床及び周壁との間は、外部から点検できるように十分なスペースを確保すること。
- (2) 建物の屋上等に設ける場合は、点検、清掃、修理が容易でかつ安全にできるようにすること。
- (3) 高置水槽の容量は、一日の使用量の $1/10$ を標準とする。
- (4) 高置水槽に用いる材料は、第 7 の 1 (7) に準ずること。
- (5) マンホール、オーバーフロー管、通気管は、第 7 の 1 (9) 及び (10) に準ずること。

3 給水設備

- (1) 給水設備は、当該給水設備以外の管及び設備と直接連結させないこと。
- (2) 給水管は、汚染された液体や物質の中を貫通させないこと。また、その直下には埋設しないこと。
- (3) 給水管は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。
- (4) 給水設備は、水撃作用の生じるものを使用しないこと。また、水撃作用の生じるおそれのある場合は、その防止措置を施すこと。
- (5) 給水管は、他の配管と明瞭に識別できる措置を施すこと。
- (6) 給水系統には、逆流、逆サイホン作用を生じさせないような設備をし、逆サ

イホン作用が生ずるおそれのある器具、装置には、適切な防止装置を設けること。

第8 施行日

この実施要領は、平成5年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年2月4日から施行する。

〔 参考 〕

別記第1号様式

設置届

別記第2号様式

変更届・廃止届

別記第3号様式

現場調査表

別表1

小規模給水施設台帳

別表2

事故発生処理調査票

別表3

事故発生時における措置

別表4

設備のチェックポイント

別表5

貯水槽の清掃方法